

平成21年8月7日

和光市教育委員会
教育委員長 高野 靖子 様

和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会
委員長 狩野 浩



和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等について (答申)

平成21年6月4日より3回に渡って実施した当検討委員会は、標記の件について、鋭意検討し、慎重審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 市立小・中学校の適正配置・適正規模の基本的な考え方と具体的な方策について

(1) 和光市立小・中学校の適正配置について

和光市の現在の小学校の配置状況から新倉・下新倉地域に小学校を新設することが望ましい。また、中学校も市北部地域に新設校を設置することが望ましい。小・中学校の新設については、計画の段階から同時進行をさせていくことが望ましいが、白子小学校の児童数の増加に対応するためには小学校の新設を優先することが望ましい。

(2) 和光市立小・中学校の適正規模について

円滑な教育活動の推進のために、小学校は1学年3学級として18学級程度が望ましい。また、中学校は、1学年5学級として15学級程度が望ましい。(特別支援学級の配置については別途考慮する)

2 市立小・中学校の通学区域の基本的な考え方と具体的な方策について

(1) 通学区域の基本的な考え方について

和光市全体の面積から考慮すると小・中学校とも徒歩30分以内で通学できる通学区域を定めることが望ましい。

(2) 具体的方策について

学校を新設する際に、既に設置されている小・中学校の学区域を十分に考慮し、市内各学校の通学距離・通学時間の適正化を図るよう努めるものとする。また、和光市全体の道路事情・交通状況を考慮すると、自転車・バス等の利用による通学方法は原則として好ましくない。

3 付帯事項

(1) 新設校の設置により通学区域を新たに定める場合は、地域(自治会や育成会)の分割をできる限り行わないように配慮するものとする。

(2) 小中一貫校等特別な教育課程の編成を必要とする学校を設置する場合は、既存の学校との関係を十分に考慮し、市内学校の教育活動の均等化を図れるように配慮するものとする。

(3) 新設校が建設されるまでは、生徒が安心・安全に登下校できる通学路の確保のため、道路や歩道の整備、交通指導等の対策を講じるよう努める。